

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国会、国際通貨制度改革に関するガイドライン発表

米国会合同経済委員会の国際収支小委員会は、国際通貨制度改革に関する12項目のガイドラインを発表した。

これはオソラ報告が発表されてからの、米当局による初の反応である。ガイドラインの内容は、キイカレンシーとしてのドルの役割を擁護しつつも、新準備資産創造の必要を認め、早急に積極的対策をとることが望ましい旨付言している点が注目される。

その概要は次のとおり、

- (1) 現行制度のもとでは将来国際流動性は不足するので、新しい国際準備(international reserve)を創出する方法を考究すべきである。
- (2) 米国は、ドルの国際的役割を今後積極的に拡大もしないし縮小もしない。
- (3) 国際的決済手段としての現在の金の役割を維持する。
- (4) 毎年創出されるべき準備の量は、年々自動的に追加される最低限の既定量に、毎年主要国の協議によって決定される追加分を加えたものとする。
- (5) この新しい取決めはIMFの機構を通じて実施される。
- (6) 新しく創出された準備は、一定の資格を備えた加盟国により利用される。その資格については、当該国通貨の交換性の有無、IMFへの出資額とIMFに対する債務との比率などがその基準となろう。
- (7) 新しい国際準備は対外援助の手段ではないが、経済開発の問題は割当基準を定めるにあたって十分考慮される。
- (8) IMFは、新しい準備単位または請求権の創出、金払込みの追加を伴わない自動的引出権の拡大、または各国通貨、金、ならびにIMF預金受入れによる特別オペレーションを通じて準備を供給することができる。
- (9) IMFの条件付き引出権を拡大する。
- (10) 一部西欧諸国のIMFクォータを増額する。
- (11) 現在行なわれているスワップ、ローザ・ボンドなどの双務的金融取決めを拡大する。

(12) 国際金融問題解決の努力はいまだ不十分であり、IMFの全加盟国がこの問題に関する国際会議に参加すべきであるが、この決定については全員の一致を必要としない。

#### ◇米国、外国公的機関保有の定期預金に対する金利制限の免除を延長

議会は、7月21日、連邦準備法第19条の一部および連邦預金会社法第18条の一部を修正し、外国政府、外国金融当局および米国が加盟している国際金融機関が保有する定期預金に対し連邦準備制度加盟銀行が支払う金利の制限免除を1968年10月15日まで引き続き延長する旨の法律を承認した。これに伴い連邦準備制度の規程Qの一部についても8月5日付けを以って適用期間の延長が実施された。元来、この金利制限免除措置は1962年、ドル防衛策の一環として対外的な預金吸収力の強化ないしはドル債務の長期化をねらいとして導入された3年間の臨時措置であったが、今回の改正により今秋満了する免除期限がさらに3年間延長されたわけである。

#### ◇米国、第2四半期の対外金取引

9月8日付の財務省発表によると、第2四半期中における米当局保有金の海外流出額(ネット)は558百万ドルに達した。しかし今回の流出分のうちには258.8百万ドルのIMF出資分が含まれているので、実質的な海外流出額(ネット)は299.2百万ドル(第1四半期811百万ドル)にとどまった。

取引の内容をみるとフランスに対する流出が147.5百万ドル(前期482.5百万ドル)と引き続き首位を占め、以下イタリア80百万ドル、スペイン60百万ドル、オーストラリア38百万ドル等となっている。この間米国にはコロンビアより30百万ドル、英国より29.4百万ドル、ブラジルより28.2百万ドルの金が流入した。なお当期間内に国内工業向けに32百万ドルの金売却を行なったため、結局第2四半期中に金準備は合計590百万ドル減少し、6月末の財務省保有金残高は13,934百万ドルとなった。

#### ◇米国ニューヨーク州法銀行、無担保約束手形を発行

ニューヨーク州銀行局は8月26日、州法銀行に対して無担保約束手形の発行が同州法上適法であることを確認したが、これにもとづいてモーガン・ギャランティは8月30日からこの種手形の売出しを開始した。その間の動きは次のとおりである。

#### (1) 背景

無担保約束手形は昨年9月、ファースト・ナショナル・

バンク・オブ・ボストンが新たな資金吸収手段として売出しを開始して以来、シカゴやフィラデルフィアの主要銀行(国法銀行、州法銀行を含む)が追随発行を行なうなど、その発行は急速に広まる気運にありながら、実際の足取りは遅々たるものであった。その最大の理由は、同手形が、ニューヨークの州刑法第298条に抵触するおそれがあったため州法銀行としてはその発行に踏み切れなかったという事情にあった。

このほど、同州における有力銀行たるモーガン・ギャランティ(全米商業銀行中第6位)の発行計画に対して、同州銀行局が後記のような条件の下でこの種手形を発行することが違法ではないとの見解を明らかにするに至り、今回の売出しが開始されたものである。

## (2) 内 容

当初、ファースト・ナショナル・バンク・オブ・ボストンによって行なわれた本手形発行の主たる動機は譲渡可能定期預金証書による資金調達に困難となった場合に備えることにあり、その特徴としては本手形による資金調達が借入金とみなされる点があげられていた。したがって、発行銀行にとっては、①準備預金制度の対象とならないので譲渡可能定期預金証書よりコストが安いこと、②預金金利を規制する Regulation Q の対象とならず利率が制限されないこと、などが利点とされていた。今回、ニューヨーク州銀行局が示した発行の条件によれば、①金額が100万ドル以上であること、②手形に金額、手形期間、金利およびその計算基準が明示されていること、③譲渡性がないこと(ただし、銀行筋としては、裏書譲渡はできないが、債権譲渡は可能と解釈している模様)の3点があげられている。これらの条件は、国法銀行や他州の州法銀行が発行している同種の手形と比べ、①金額が大きいこと(従来のもは100万ドル未満でも発行可能)、②譲渡性がなく、したがって流通市場の形成が不可能であることのほか、③期間が短期であること(伝えられるところによれば、期間は90日以内とされているが、市場では期間30日程度と予想している。なお、従来のもは期間1年以内で比較的(自由)などの諸点が異なっている。このため、資金吸収手段としては従来のものに比べ大きな制約があることは否めない。

## (3) 今後の見通し

モーガン・ギャランティは8月30日から本手形の売出しを開始したが、これに引き続き、ケミカルなど他のニューヨーク州法銀行もすでに同様の手形を追随発行することを決定している。今後の見通しとしては、最近のニューヨーク金融市場が長短市場ともかなり引締まりぎみであることから、ここ当分、ニューヨークの市中銀行は

この手形をフェデラルファンドと並ぶ有力な短期資金吸収源として注目するものと思われる。なお、モーガン・ギャランティの当初売出手形は、金利4 $\frac{1}{8}$ %、期間3週間程度が中心の模様。

## ◇米国商務省、新算定方式によるGNPを発表

商務省は8月19日、新算定方式にもとづくGNPを発表したが、この改訂は1929年にさかのぼる大規模なものであり、1958年の産業連関表を利用した精緻なものである。改訂GNPにより戦後の米國経済の動きをみると、長期的なすう勢としては従来のGNPによる場合と大差がない。ただ1964年の改訂率が1%増と各年次の中では最高の幅を示している点が注目される。なお、改訂は定義上の改訂および統計上の改訂が合成されたものであるが、後者による影響がより大きく現われている。

概要は次のとおりである。

### (1) 改訂による過去の成長推計値に及ぼした影響

1948年から1964年までの年平均成長率(実質)は3.7%と改訂前の3.6%に比しほとんど変わらないが、1953~54年および1957~58年のリセッションが比較的軽微になったことや、1960~64年の成長率がかなり高くなっている点などが特徴的である。なお、1964年のGNP(名目)は6,287億ドルで、改訂前の6,226億ドルに比し約1%の増加となった。

### (2) 定義上の主要改訂点

- イ. 消費者による支払利子はGNPの中の個人消費支出から除外した。
- ロ. 企業による小型器具などの購入を民間設備投資から除外した。
- ハ. 生命保険や貯蓄銀行、貯蓄貸付組合などの利潤は、従来、個人貯蓄の中に含まれていたが、今後はこれら金融機関自体の利潤とした。

### (3) 統計上の主要改訂点

- イ. 設備投資、とくに生産者耐久施設の計数が新しい調査の結果高く改訂されたため、同項目のGNPに占める比率が従来より高くなった。
- ロ. 個人貯蓄の計数が新しい調査結果により低く改訂されたため可処分所得に占める個人貯蓄率は最近低下傾向を示していることが明らかとなった。

### (4) 当面の頭頭点

- イ. 本年1月に経済諮問委員会が公表した今年のGNPの目標6,600億ドルは、今回の改訂および最近の経済の推移からみて6,700億ドルになると予想される。
- ロ. 政府の所得政策のガイドポスト年3.2%は、その算定根拠となった1960~64年間の平均生産性向上率

4.1%が4.3%に改訂されたので、年3.3%に改訂されると見込まれる。

### 改訂GNP(名目)および改訂率の推移

年次	改訂GNP	旧GNP	改訂率	統計上の改訂率	定義上の改訂率
	億ドル	億ドル	%	%	%
1946年	2,085	2,107	-1.0	-0.5	-0.5
47	2,313	2,343	-1.3	-0.6	-0.7
48	2,576	2,594	-0.7	0.1	-0.8
49	2,565	2,581	-0.6	0.3	-0.9
50	2,848	2,846	0.1	1.1	-1.1
51	3,284	3,290	-0.2	0.9	-1.0
52	3,455	3,470	-0.4	0.6	-1.1
53	3,646	3,654	-0.2	1.0	-1.2
54	3,648	3,631	0.5	1.7	-1.3
55	3,980	3,975	0.1	1.5	-1.4
56	4,192	4,192	0	1.5	-1.5
57	4,411	4,428	-0.4	1.2	-1.6
58	4,473	4,445	0.6	2.2	-1.5
59	4,837	4,827	0.2	1.7	-1.5
60	5,038	5,026	0.2	1.9	-1.7
61	5,201	5,187	0.3	2.0	-1.7
62	5,603	5,562	0.7	2.4	-1.6
63	5,892	5,839	0.9	2.6	-1.7
64	6,287	6,226	1.0	2.8	-1.8
65 (見込み)	6,700	6,600	1.5		

(注) 年平均成長率(実質)の推移

	改訂後	改訂前
1948～64年	3.7%	3.6%
48～53	4.95	4.7
53～57	2.3	2.6
57～60	2.5	2.5
60～64	4.35	4.1

## 欧州諸国

### ◇英蘭銀行、新対英借款成立に関する声明を発表

英蘭銀行は9月10日、下記の声明を発表した。  
「政府の国際収支対策は徐々に奏功しつつあり、為替市場におけるポンドの人気は改善されている。かかる動きを促進させるため、英蘭銀行は政府の許可を得てオーストリア、ベルギー、カナダ、西ドイツ、オランダ、イタリア、日本、スウェーデン、スイスの各中央銀行、米国立連邦準備制度および国際決済銀行と新たな取決めを締結した。これらの新しい取決めはさまざまな形態をとって

おり、これによって英蘭銀行は関係各中央銀行の協力のもとに為替市場で適切な措置をとりうるであろう。」

本声明の反響等については「国際金融動向」参照。

### ◇英国政府、物価、賃金引上げに対する事前警告制立法の構想を発表

政府は昨年12月16日、経営者および労組各代表との間で「生産性、物価および所得に関する共同宣言」の調印を行ない、これに基づいて本年4月には物価および所得の一般的動向の監視ならびに勧告を行なう機関として「物価・所得委員会」(National Board for Prices and Incomes)を設立するとともに、今後の貨幣所得全体の年間増加率を3～3.5%に押える旨の指導ライン(norm)を発表してきた。しかるに、増税の物価へのハネ返り、これに伴う賃上げ要求など物価、賃金の上昇圧力はその後も引き続き根強く、とくに最近における賃上げ妥結状況は上記の政府指導ラインを大幅に上回る(5～13%引上げ)状況にある。

このような情勢に対処して、9月2日ブラウン経済相は今後の物価、賃金引上げについて政府があらかじめ審査し、関係者と協議するといういわゆる事前警告制(early warning system)の実施に関する法案を次期国会(10月26日開会予定)に提出する旨明らかにした。その概要は次のとおりである。

- (1) 経営者および労組は、重要な商品の価格、サービス料ならびに賃金、労働時間その他の労働条件に関する紛争ないし協定内容を政府に対し事前に通告する義務を課せられる。
- (2) 政府は物価・所得委員会に対し上記通告内容の審査を委任する。
- (3) 物価・所得委員会が上記審査の結果について政府に報告を提出するまでの間(政府段階で3～4週間、委員会段階で6～8週間、計最長3ヵ月程度とみられる)は、価格、賃金などの改訂は実施できない(なお、委員会が報告を提出した後は当局が法的に改訂をストップする権限はなく、あくまで労使双方が自主的に改訂を行なうこととなる)。

なお、英国産業連盟(CBI)および労働組合会議(TUC)では今回の事前警告制の立法化について協力する旨表明しているが、具体的な手続きについては本措置の実施前にさらに協議するよう要望している。

### ◇英国、長期経済計画の発表

経済省は9月17日、1965～70年間の長期経済計画を発表した。これは昨年10月、労働党政府が政権を獲得して

以来ブラウン経済相が中心となり、政府および労使代表等をメンバーとする国民経済発展審議会(NEDC)とも協議を重ねた結果、決定をみるに至ったものである。

(注) 英国での経済計画導入の動きは、1961年のポンド危機に際してロイド蔵相がその構想を明らかにしたのに始まり、翌62年3月に政府および労使代表等をメンバーとする国民経済発展審議会(NEDC)が発足した。その後63年2月に発表されたNEDCの最初の報告書(Growth of the United Kingdom Economy to 1966)において1962~66年間の成長率を22%(年率4%)とすることが明らかにされ、これに基づいて63年4月以降賃上げに関する Guiding Light(年率3~3.5%増)が策定された。

本計画の概要は次のとおりである。

### 1. 経済成長の目標

本計画の目標は1964年を基準として1970年までに国民総生産を25%(年率3.8%)増加させることである。もっともここ数年間の成長率は引締め政策の影響により年率3.8%を下回るので、1970年近くにおける成長率は4%をこえることとなろう。

#### 1970年までの国民総生産増加計画

(単位・百万ポンド、1964年価格)

	1964年 価 格	1965~70 年増加額	同増加率 (%)
国民総生産	32,847	8,210	25
商品およびサービス、海外からの純投資	— 226	500	...
製造業および建築業	1,351	740	55
その他民間企業、サービス	1,298	320	25
国 有 企 業	1,145	345	30
在 庫	526	5	...
住 宅	1,209	385	32
道 路	194	145	74
その他公共サービス、土地、建築の移転コスト	546	270	50
国防	59	5	...
1,930	115	6	
消 費			
社会およびその他公共サービス	3,481	925	27
個人	21,334	4,455	21

### 2. 目標達成に必要な政策

経済成長をより高度に維持するためには、①国際収支を健全な状態にまで回復し、②企業の生産性を高め、③合理化投資を進めることによって1970年までの間に不足するとみられる20万人に及ぶ労働力不足を埋め合わせる必要がある。これを実現するためとられるべき措置は次のとおり。

#### (1) 政府海外支出

政府は海外における防衛支出の増加を抑制(防衛予算を65年度予算の水準に押える等)し、また最近年平均10

%の比率で増加している低開発諸国向け援助についても英国の国際収支が悪化している間はこれを削減する。

#### (2) 民間海外投資

本年度予算の発表当時と7月27日の2回にわたってポンド防衛措置が強化された際インベストメント・ダラーの圧縮などの抑制措置がとられた(1966年中150百万ポンドの流出減)が、今後各種税制の変更等を通じてさらに削減に努める。

#### (3) 政府支出

公共支出の増加率を明年以降年率4.5%の範囲内に抑え、また支出は直接経済成長に寄与するもの(企業の技術革新、職業再訓練の強化など)を優先させる。

#### (4) 生産性向上および国際収支改善のための企業に対する政策

イ. 経済発展委員会(The Economic Development Committee)の拡充……各種企業の生産性を向上させるため現存の委員会(経営者、労組、政府、NEDC事務局各代表で構成)を拡充、強化する。

ロ. 輸入の節約……上記の各業種委員会においてとくに輸入の節約について検討させる。

ハ. 商品規格の統一

ニ. 輸出の奨励および輸出引渡しの期間の短縮

ホ. 合理化……英国企業には競争関係にある諸国に比し小規模なものが多いため、政府は合理化のための企業合併を奨励する。

ヘ. 企業管理に関する教育拡充

#### (5) 製造業投資

生産性を引き上げ輸出余力をつくるため、民間企業の設備投資は1965~70年間に年平均7%程度を増加させることが必要であり、政府はこれを促進するため減価償却に対する税制改正等を実施する。また、国有企業の設備投資は同期間中年平均3.8%増の範囲内に押える。

#### (6) 生産性、物価および所得政策

過去10年間の年平均成長率は3%以下であったが、同期間中賃金・俸給は年平均6.5%増、総収益・その他所得は同6%増に達し、その結果一般価格水準は年平均3%上昇し、英国の工業製品輸出が世界貿易に占めるシェアは20%から14%に低下した。したがって、今後価格を安定させ国際収支を改善するためには所得政策の強力な推進が必要である。

#### (7) 労働市場政策

今後予想される労働力需要の増大に対処するため職業訓練および職業紹介の拡充、余剰人員の配置転換の際の雇用保証等により、労働力移動の円滑化をはかる。

#### (8) 地域開発政策

公共支出などを通じスコットランド、ウェールズなど低開発地区の開発を行なう。

### 3. 国際収支の見通し

1967～70年の間にIMFおよびスイス中央銀行に対し9億ポンドの債務返済を行なわねばならず、これがため国際収支の黒字達成が必要である。現在のところ黒字出現は達成しうる見通しであるが、黒字幅は海外スターリング地域諸国の国際収支改善の程度とポンドの信認回復に伴うロンドンへの短資還流の額いかにかかっている。なお、1970年における国際収支の見通しは次のとおり。

#### 国際収支見通し

(単位・百万ポンド、1964年価格)

	1964年	1970年
貿易収支	- 534	- 225
輸出 (fob)	4,471	6,090
輸入 (〃)	5,005	6,315
(交易条件の改善を見込み)	-	- 45(注)
政府支出(経常貿易外収支および資本収支)	- 555	- 510
その他貿易外収支	561	680
民間長期資本	- 228	75
誤差脱漏	35	50
基礎的国際収支	- 721	250

(注) 交易条件を1964年比3%改善(1965年7月時と同じ)を見込み。

#### ◇英国、マンチェスター市、短期金融市場において90日物債券を発行

マンチェスター市はこのほど大蔵省の認可を得てロンドン短期市場において期間90日の短期債券を発行した(金額3百万ポンド、金利年率約6%)。

地方公共団体によるこの種の起債は戦後数件を数えるにすぎなかったが(注)、今回のマンチェスター市債の発行金利は市中銀行の地方公共団体向け3か月物貸付金利より½%割安であったところから今後他の地方公共団体もこれにならうものが出るものと予想されている。

(注) マンチェスター市は昨年2月以降短期金融市場において1年物債券を発行している。

#### ◇Bank of London and South America と Mellon National Bank の資本提携

英国のOverseas bankの一つであるBank of London and South America(BOLSA)は、このほど米国のMellon National Bank and Trust co., of Pittsburghとの資本提携を発表した(注)。その内容は、Mellonはそ

の子会社であるMellon Bank Internationalを通じBOLSAに対し3百万ポンドの出資を行ない、BOLSAの増資新株を1株当たり35シリング(8月24日現在市価28シリング9ペンス)で取得するというものである。この結果、MellonはBOLSA株式の15%を保有(増資後のBOLSAの資本金は21,018千ポンド)することとなるが、今後必要に応じ持株比率を20～25%程度にまで拡大する予定である。

両行の資本提携のねらいは、これによってBOLSAはMellonの取引先であるWesting House, Alcoa, H.J. Heing, Chrysler, US. Steelなど米国大企業との関係を深め、一方MellonはNew York Bankersにおきかれがちな対欧州取引の強化を図るところにあるとみられる。しかし、上記の提携発表と同時にBOLSAでは、本年上期中の収益が米国のドル防衛強化策発表直後のユーロ・ダラー市場の縮小を主因に前年同期に比しかなりの減益となり、本年の最終決算では昨年の配当実績(6%)を維持することは困難となるかもしれないと発表している。今回の資本提携にはBOLSAの収益圧迫を緩和しようとする意図もあったのではないかとみられている。

(注) 英米銀行間の株式保有を通ずる提携の事例 Samuel(M.) & co. とFNCB(1964年) Hambros Bank とLaidlaw and co.(2～3年前) Arbutnot, Latham co とPhiladelphia National(1965年7月)

#### ◇西ドイツ、預金最高金利の引上げ

8月27日、連邦信用制度監督局はきたる10月1日から預金最高金利を下記のごとく引き上げることを決定した。今回の措置は、さる8月13日の公定歩合引上げ(前月号「要録」参照)の結果貸出最高金利が自動的に引き上げられたのに対応して早晩改訂が予定されていたものである。新金利は次のとおり。

	新金利 引上げ幅	
1. 要求払預金	¾%	0%
2. 通知預金		
引出し告知期間が		
(1) 1か月以上3か月未満のもの	2½	½
(2) 3か月以上6か月未満のもの	3	½
(3) 6か月以上12か月未満のもの	3¾	¾
(4) 12か月以上のもの	4¾	¾
3. 定期預金		
預入期間が		
(1) 30日以上89日までのもの	2½	½
(2) 90日以上179日までのもの	3	½
(3) 180日以上359日までのもの	3¾	¾

(4) 360日以上のも 4¾% ¾%

#### 4. 貯蓄預金

##### (1) 法定告知期間のものおよび

12か月未満の約定告知期間のもの

イ. 自然人および公益・慈善・教会の事業を行なう法人の預金 3¾ ¼

ロ. その他の法人および人的会社の預金ただし6か月以上の据置期間のあるもの 3¾ ¼

(2) 12か月以上の約定告知期間のもの 5 ½

今回の措置でとくに注目すべき点は次の2点である。

第1に6か月以上の通知預金、180日以上定期預金について公定歩合の引上げ幅(½%)を上回る¾%の引上げを行なったことである。これは最近急激に上昇してきた中・長期金利にある程度さや寄せするためであるとみられている。第2点は6か月以上12か月未満の通知預金および180日以上359日までの定期預金金利と、6か月以上12か月未満の貯蓄預金金利とを同率(3¾%)にしたことである(従来は前者3%、後者は3½%)。これは本来同様の性格を有する預金に金利差を設けることは適当でない判断されたためである。しかし1年以上のものに関しては貯蓄預金が従来どおり優遇されている。

#### ◇西ドイツ、Landwirtschaftliche Rentenbank 債の発行

西ドイツ債券市場では、7月末以来連邦政府の新規起債差止め措置によって新規発行が抑制されていたが、このたび久々にLandwirtschaftliche Rentenbank(農業不動産銀行)債が発行された。今回の起債は、規制措置実施前の7月初旬、中央起債調整委員会によって発行が承認されていたという理由からとくに認められたものであるが、新規起債が1か月間以上抑制されてきた後だけに発行条件などにつき多大の関心を集めた。

上記債券の発行条件は次のとおりで、最近の金融債の発行条件(表面金利7%、発行価格99~100%)に比し若干不利になっているが、これは期間20年ならびに市中実勢利回り(7.3~7.4%)を考慮したためと思われる。

発行金額 40百万マルク  
表面金利 7%  
発行価格 98¾%(引受手数料1~1¼%)  
期間 20年

(コンソーシアム幹事銀行、ドイツ銀行、ドレスデン銀行)

応募者利回り 7.12%

なお9月以降法的根拠に基づく新規発行規制は解除さ

れたものの、債券市場の立ち直りがまだ本格的でないため、9、10両月中の新規起債については今回の例外を除いて中央起債調整委員会による自主的起債抑制措置が続けられていくと伝えられている。

#### ◇フランス、1966年度予算案を発表

フランス政府は9月8日、1966年度(暦年)予算案を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 財政規模を、明年の予想GNP増加率(6.4%、名目)とほぼ同程度(6.59%)の拡大に止め、本年度と同様に均衡財政方針を貫いている(総合収支は140百万フランの赤字)。

(2) 支出の重点を民生費(7.45%増)および政府投資支出(7.15%増)におく一方、軍事支出の増加は本年に引き続いて総支出の増加率以下に抑制(5.81%増)している。

(3) 貯蓄増強、投資奨励のため税制面で減免措置を予定している。

イ. 「定期積金(engagement d'épargne)」制度を新設し(西ドイツの預金制度にならったもので、10年満期)その利子所得は免税扱いとする。

#### フランスの1966年度予算案

(単位・百万フラン)

	1964年度当初予算	1965年度現行予算	1966年度予算案	前年度比増減	
				実額	%
一般予算					
一般民生費	57,024	61,669	66,264	+ 4,595	+ 7.45
財政投資	9,042	11,569	12,397	+ 828	+ 7.15
戦災復興費	420	245	190	- 55	- 22.4
軍事費	19,827	20,806	22,015	+ 1,209	+ 5.81
特別勘定	- 184	- 28	- 40	- 12	-
支出計	86,129	94,261	100,826	+ 6,565	+ 6.96
収入	86,661	98,218	104,733	+ 6,515	+ 6.63
融資予算					
標準住宅建築貸付	2,950	2,876	2,717	- 159	- 5.5
経済社会基金貸付	28,35	1,644	6,618	- 26	- 1.6
その他貸付	201	140	280	+ 140	+100.0
特別勘定	546	580	611	+ 31	-
貸付計	6,532	5,240	5,226	- 14	- 0.3
回収	1,266	1,295	1,459	+ 164	+ 12.7
総収入	87,927	99,513	106,192	+ 6,679	+ 6.74
総支出	92,661	99,501	106,052	+ 6,551	+ 6.59
総合収支	-4,734	12	140	+ 128	-

ロ. 貯蓄金庫預金の預入限度を現行の15千フランから20千フランに引き上げ、引上げ幅5千フランから生ずる利子所得については源泉分離課税と総合課税との選択を認める。

ハ. その他の流動的な貯蓄(大蔵省証券、農業金庫債券など)および事業債の利子所得についても源泉分離課税と総合課税との選択を認める。

#### ◇フランス銀行、9～11月の流動比率を引下げ

フランス銀行は9月20日、流動比率を9～11月の間34%に引き下げることを選定した。本比率はさる8月、銀行券需要の低下に対応して34%から36%に引き上げられたが、休暇明けの経済活動再開に伴う現金需要増大見通しから、季節的調整措置として今回再び34%に引き下げられたものである。なお本年における流動比率の推移は、1～3月36%、4月34%、5月35%、6～7月34%、8月36%となっている。

#### ◇デンマーク政府、付加価値税制度導入の構想を発表

8月中旬、Hansen 大蔵大臣は本年度補正予算の作成にあたって、歳入の増加を目的とした付加価値税制度導入の意図を明らかにし、このほど作成された補正予算案に年間約13億クローネを計上した。政府は目下来年々初からの実施を目標に議会工作を続けているが、政府内部にも新税は物価騰貴を招くとの理由から消極的立場をとる向き(たとえば Dinesen 労働大臣)があり、議会審議についてはかなりの難行が予想される。しかし政府としては遅くとも新会計年度にはいる4月以降には、実施に移したい意向を表明している。

#### ◇デンマーク、銀行合併の動き

デンマークの下記地方中小銀行4行は近々合併する予定と伝えられている。その主たるねらいは合併によって銀行の業容を拡大し、小規模経営の不利を克服せんとするところにある。合併の結果新銀行の資本金は16百万クローネ、準備金は18百万クローネ、総資産合計では330～350百万クローネに達し、規模としてはユットラント島第4位となる。

銀行名	設立年	資本金
Herning Handels-og Landbrugsbank	1903年	4百万クローネ
Herning Hede-og Diskontobank	1872年	3百万クローネ
Folkebanken for Herning og Omegn	1926年	3.5百万クローネ

#### Ikast Handels-og

Landbrugsbank 1916年 1.5百万クローネ  
なお合併後の銀行の名称など詳細は目下のところ未定である。

## アジアおよび大洋州諸国

#### ◇パキスタン国立銀行、金融引締めを緩和

パキスタン国立銀行は、8月16日、高率適用制度を廃止するとともに、支払準備率を7.5%から6.25%に引き下げた。

同国では、かねて市中銀行貸出の増加、物価の上昇が目立っていたが、本年初来の相次ぐ金融引締め措置の実施により、最近資金需要はようやく落ち着きを取り戻すに至っている。今回の措置は、こうした情勢を背景に、経済開発資金供給の順便化をはかるとともに、企業の金利負担を軽減しようとするものである。

#### ◇パキスタンの輸入制限措置

パキスタン国立銀行は、印・パ紛争の激化に伴い9月7日、次の輸入制限措置を実施した。

(1) 輸入信用状の開設ならびに輸入代金の支払を原則として禁止する。

(2) 上記措置は次の場合に限り適用しない。ただし、インドからの輸入については適用除外を認めない。

イ. 外国援助資金により輸入する場合

ロ. ボーナ・ライセンス(注)に基づき輸入する場合  
ハ. 9月5日以前に開設された信用状に基づき輸入代金を決済する場合

今回の措置は、印・パ紛争の再燃に伴う軍需物資の輸入に備え、保有外貨の節約をはかるため、とられたものである。

(注) 同国の伝統的産品(原綿、生ジュート、茶等)以外の商品を輸出したものに対して、輸出額の一定割合の輸入権を与える制度。

#### ◇南ベトナムにおける米軍軍票の発行

米国政府は、このほど南ベトナム政府と協議の上、同国において軍票を発行する措置をとったが、その骨子は次のとおりである。

(1) 南ベトナム駐留米軍は、8月31日以降、米軍人および文官の給与を、これまでのドル現金に代え、ドル建軍票(券種は10ドル、5ドル、1ドル、50セント、25セント、10セント、5セントの7種)により支払うこと。

(近く韓国・蒙州・フィリピン・ニュージーランドの駐留軍人にも適用)

(2) 同軍票は、米軍のPXなどの施設内での、米国軍人および文官による使用のみに限ること。

(3) ドル建軍票と現地通貨(ピアストル貨)との交換は、軍隊内の交換所を通じ、軍票1ドルにつき118ピアストル(注)の割合で行なわれること。

今回の措置は、南ベトナムにおける米軍の米ドル使用がヤミドル市場の猖獗、資本の海外逃避などをもたらしているのにかんがみ、同国通貨制度の混乱を防止するためとられたものであり、同時に米国の強い決意を内外に示したものと見て目される。

(注) ピアストル貨の為替相場は、公定相場で1ドルにつき60ピアストル、制限付自由相場(外国資本の利潤送金などに適用)で73.50ピアストルであるが、軍票交換レートは後者73.50ピアストルに44.50ピアストルのプレミアムを加えて、実勢レート近くに決定されている。

◇豪州の1965/66年度予算案

豪州政府は、8月17日、1965/66年度予算案(1965年7月～66年6月)を議会に提出した。

同予算案によれば、経常、資本両勘定を合わせた総歳出規模は、国防費ならびに州政府交付金の増額を主因に、前年度予算(以下単に前年度という)に比べ9.8%拡大しているが、過熱傾向にある国内景気への刺激をさけるため、その財源を増税に求めており、結局収支はほぼ前年度と同額の19百万豪ポンドの黒字となっている。その内訳は次のとおり。

(1) 歳出(2,801百万豪ポンド、前年度比9.8%増)

豪州の1965/66年度予算案

(単位 百万豪ポンド)

歳入	1964/65	1965/66	歳出	1964/65	1965/66
	年度予算	年度予算		年度予算	年度予算
総額	2,568	2,820	総額	2,550	2,801
経常勘定	2,209	2,493	経常勘定	2,107	2,375
税収	1,878	2,134	社会保障費	445	470
所得税	495	592	軍人恩給など	114	127
法人税	354	393	国防費	304	385
国内消費税	315	383	公共投資	203	218
売上高税	181	197	州交付金	488	549
公企業収入	211	231	公企業支出	151	162
その他	120	128	その他	402	464
資本勘定	359	327	資本勘定	443	426
長期国債	255	210	国債償還	158	135
その他	104	117	住宅建設など	280	288
			その他	5	3
			歳入余剰	18	19

経常勘定は、東南アの軍事緊張激化に対処した国防費の増加、地方開発の推進に伴う州政府交付金の増額などから前年度比12.7%の増加。これに対して資本勘定では国債償還費の減少に加え、住宅建設費の抑制もあって前年度比3.8%の減少となっている。

(2) 歳入(2,820百万豪ポンド、前年度比9.8%増)

経常勘定は、景気上昇に伴う自然増収のほか、①所得税の2.5%引上げ、②ビール、酒、煙草などに対する消費税の引上げ、など税制改正による増税分72百万豪ポンドを織り込んで前年度比12.9%の増収を予定。一方資本勘定は、国債発行による資金調達、上記増税に伴う国内応募能力の低下と、ドル・ポンド防衛策の強化など海外における公募環境の悪化から減少をさけられないとみられるため、全体として前年度比8.9%の減少となるものと見込まれている。

◇ニュージーランドの1965/66年度予算案

ニュージーランド政府は、6月10日、1965/66年度(1965年4月～66年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案は、同国景気がここ2年来上昇傾向を続けている現状を背景に、昨年と同様、財政面からの景気刺激を避けようとする方針のもとに編成されている。すなわち、①歳入面では、従来推進してきた減税を昨年に続いていっさい見送っていること、②社会福祉費をはじめとする歳出の増額(前年度比3.9%増)を、歳入増加額の範囲内にとどめていること、③この結果、わずかながら黒字(1百万NZポンド、前年度並み)を計上していること、などがそれである。同予算案の科目別内訳は次のとおり。

ニュージーランドの1965/66年度予算案

(単位・百万NZポンド)

歳入	1964/65	1965/66	歳出	1964/65	1965/66
	年度予算	年度予算		年度予算	年度予算
税収	391	425	社会福祉	250	267
うち所得税、社会保障税	273	303	防衛	36	40
関税	41	42	産業開発	24	27
販売税	38	41	行政	48	53
その他	76	60	国債元利払	59	67
			その他	49	30
			小計	466	484
			黒字	1	1
合計	467	485	合計	467	485